



Title	韓国公正取引委員会の地位と権限及び法執行手続
Author(s)	金, 炳日
Citation	新世代法政策学研究, 3, 111-124
Issue Date	2009-11
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/43703">https://hdl.handle.net/2115/43703</a>
Type	other
File Information	3_111-124.pdf



## 韓国公正取引委員会の地位と権限 及び法執行手続

金 炳 日

I. 沿革	111
II. 公正取引委員会の地位と権限及び構成	112
1. 地位	112
2. 権限	113
3. 組織及び構成	114
4. 会議	114
5. 事務処など	115
III. 公正取引委員会の事件処理手続など	115
1. 事件の認知	115
2. 事件の調査	116
3. 調査結果の処理	117
4. 事件の審議・議決	119
5. 不服制度	120
IV. 公正取引委員会に関連する主な問題点	121
1. 独立性保障の問題	121
2. 非常任委員問題	122
3. 申告事件処理問題	122
4. 強制調査権確保問題	124

### I. 沿革

韓国の競争法である「独占規制及び公正取引に関する法律(以下‘独占規制法’)」第35条1項が「この法律が定める事務を独立的に遂行するために国務総理に所屬する公正取引委員会を置く」と規定しているように、韓国の競争法執行機関は「公正取引委員会」である。韓国で独占規制法が制定・

施行されたのは1981年4月1日であり、公正取引委員会が発足したのは同年5月7日である。

発足後1990年3月末まで独占規制法執行の権限と責任は経済企画院長官（副総理）にあり、公正取引委員会は長官の独占規制法執行を補助する機能を遂行した。1990年4月1日から施行された第2次独占規制法改正によって公正取引委員会は以前の経済企画院長官の補助的機構から経済企画院傘下の独立規制委員会にその地位を格上げされた。これによって公正取引委員会が法執行の権限と責任を有することになり、以前に経済企画院内部組織であった公正取引室は公正取引委員会事務処に拡大改編された。

1994年12月には政府組織改編により、経済企画院の所属であった公正取引委員会は国務総理所属の中央行政機関として独立し、1996年3月以前までは次官級であった委員長は長官級に格上げされ今日に至っている。

## II. 公正取引委員会の地位と権限及び構成

### 1. 地位

公正取引委員会は合議制中央行政機関として独占規制法執行に関連する準司法的機能を遂行している。

#### 1) 中央行政機関

法第35条第2項は「公正取引委員会は政府組織法第2条の規定による中央行政機関としてその所管事務を遂行する。」と規定している。すなわち公正取引委員会は政府各部処に設置された諮問機構の性格を有する各種委員会と異なり、所管事務について独自の意思決定とその執行が可能な中央行政機関の地位にある。

#### 2) 合議制行政機関

公正取引委員会は9人の委員から構成される合議制行政機関であるという点で独任制行政機関と区別される。

#### 3) 準司法機関

公正取引委員会は所管の法律違反事件に対する審理・議決を行い、特に法執行手続において司法の裁判手続に類似するため準司法機関としての性格を有していると考えられている。

## 2. 権限

公正取引委員会は独占規制法を含めて9個の法律<sup>1</sup>を取り扱っており、これらの法律の運用に関連する次のような権限を有している。

### 1) 調査権

公正取引委員会は事業者の法違反の有無を確認するために、必要な人に対して出席要請及び意見聴取、必要な資料・物品の提出を命じ、または事業場に入り調査する権限を有する。

### 2) 是正措置などの権限

公正取引委員会は法律を違反した事業者に対して是正命令または是正勧告などの是正措置と課徴金の賦課、刑事告発などを行う権限を有する。

### 3) 規則の制定権

公正取引委員会は委員会の運営などについて必要な事項を規則で決定することができる。また、独占規制法などの施行について必要な事項を決定して告示することができる。

### 4) 競争制限的な法令などに対する協議及び意見提示権限

関係行政機関の長は、競争制限事項を内容とする法令を制定・改正し、または事業者に対して競争制限事項を内容とする承認またはその他の処分をする際には、あらかじめ公正取引委員会と協議しなければならない。（法第63条第1項）

また、関係行政機関の長は競争制限の事項を内容にする例規・告示などを制定または改正する際にはあらかじめ公正取引委員会に知らせなければならない。この場合、公正取引委員会は当該例規・告示などに競争制限の事項が含まれていると認定した場合には関係行政機関の長に競争制限事項の是正に関する意見を提示することができる（法第63条第2項ないし第4項）。

<sup>1</sup> 公正取引委員会所管法律：「独占規制及び公正取引に関する法律」、「訪問販売などに関する法律」、「フランチャイズ事業取引の公正化に関する法律」、「電子商取引などの消費者保護に関する法律」、「下請負取引公正化に関する法律」、「分割払い売買に関する法律」、「約款の規制に関する法律」、「カルテル一括整理法」、「表示・広告の公正化に関する法律」。

### 3. 組織及び構成

#### 1) 委員会の構成

公正取引委員会は委員長1人と副委員長1人を含んだ9人の委員で構成され、そのうち4人は非常任委員とする(法第37条第1項)。

#### 2) 委員の資格及び任命

委員の全員は一定の法定資格要件<sup>2</sup>を有しなければならず、委員長と副委員長は国務総理の推薦で大統領が任命し、その他の委員は委員長の推薦で大統領が任命する。

#### 3) 委員の任期及び身分保障など

委員長、副委員長及び他の委員の任期は3年とし、一回に限って連任することができる。また委員が禁錮以上の刑の宣告を受けた場合、または長期間の心身衰弱で職務を遂行することができなくなった場合を除き、その意思に反して免職されない(法第40条)。委員は政党へ加入、または政治運動へ関与することはできない(法第41条)。

#### 4) 委員長

委員長は公正取引委員会を代表して、国務会議に出席して発言することができる。委員長が事故によって職務を遂行することができない時には副委員長がその職務を代行して、委員長と副委員長の二人とも事故によって職務を遂行することができない時には、先に任命された常任委員の順序によりその職務を代行する(法第38条)。

### 4. 会議

#### 1) 全員会議と小会議

公正取引委員会の会議は、委員全員から構成される「全員会議」と常任委員1人以上を含む委員3人で構成する「小会議」に分けられる(法第37条

の2)。

(1)全員会議は①公正取引委員会所管の法令や規則・告示などの解釈適用に関する事項、②異議申立、③小会議で議決されない、または小会議が全員会議で処理するように決定した事項、④規則または告示の制定または変更、⑤経済的波及効果が重大な事項、その他全員会議で自ら処理するのが必要であると認められる事項などを審議・議決する。

(2)小会議は全員会議の所管事項以外の事項を審議・議決する(法第37条の3)。

(3)全員会議の議事は委員長が主宰し在籍委員過半数の賛成により議決され、小会議の議事は常任委員が主宰し構成委員全員の出席と出席委員全員の賛成により議決される(法第42条第1項・第2項)。

#### 2) 審理・議決の公開

委員会の審理と議決は原則的に公開する。ただ、事業者の事業上の秘密を保護する必要があると認められる時には公開しない。ただし、事件に関する委員会議決の合意は公開しない(法第43条)。

### 5. 事務処など

公正取引委員会の事務を処理するために事務処を置いている。現在事務処には事務処長の下に企画調整官、競争政策局、消費者政策局、市場監視局、カルテル政策局、企業協力局などが設置されている。また公正取引委員会の下には5個の地方事務所が設置されている(ソウル、釜山、大邱、大田、光州)。公正取引委員会の職員は地方事務所を含んで約500人にのぼる。

## Ⅲ. 公正取引委員会の事件処理手続など

### 1. 事件の認知

#### 1) 職権認知と申告

公正取引委員会は独占規制法規定に違反する疑いがあると認定される際には職権をもって必要な調査をすることができる。また、何人でも独占規制法の規定に違反する事実を公正取引委員会に申告することができる(法第49条第1項、第2項)。申告は原則的に「書面申告」で行われるべき

<sup>2</sup> 委員の資格要件(第37条第1項)：

- ①独占規制及び公正取引に関して経験がある2級以上公務員；
- ②判事・検事または弁護士として15年以上勤めた者；
- ③大学で法律学・経済学または経営学を専攻した者として大学や公認された研究機関で15年以上副教授以上またはこれに相当する職に勤めた者；
- ④企業経営及び消費者保護活動に15年以上携わった経歴を有する者。

であるが、緊急またはやむを得ない場合には「電話または口頭による申告」も認められている（施行令第54条）。

## 2) 申告の法的性格

法第49条第2項の規定する申告とは、公正取引委員会に対して法に違反する事実について職権調査権の発動を促す手がかりを提供することに過ぎず、申告人にその申告内容による適切な措置を要請する具体的な請求権を付与したのではないとするのが大法院（最高裁判所）の立場<sup>3</sup>である。

したがって公正取引委員会が申告内容の措置を取らず、これを拒否する旨の無嫌疑または棄却処理を行っても、そのような措置は抗告訴訟の対象となる行政処分当たらない<sup>4</sup>。ただ、申告事件に対して公正取引委員会が無嫌疑決定をした場合に、申告人がこれに対する憲法訴願を請求することは可能であるとするのが憲法裁判所の立場である<sup>5</sup>。

## 2. 事件の調査

### 1) 審査官の指定及び審査着手報告

法律違反の疑いのある行為を職権で認知または申告があった場合に、事務処長はこれを審査する公務員（審査官）を指定して事実に対する調査と事前審査を行わせることができる（事件手続規則第10条）。事実調査及び事前審査の結果、事件手続規則第12条に規定する「審査不開始」事由<sup>6</sup>に該当しないと認定される場合に審査官は委員長に「事件審査着手報告」を行い、本格的な事件調査に着手することになる（事件手続規則第11条）。

### 2) 公正取引委員会の調査権限

(1) 公正取引委員会は、法施行のために必要であると認められる際には当事者・利害関係者または参考人を出席させて意見を聴取することができ

る。また専門的な内容については鑑定人を指定または鑑定を委託することができる。また事業者などに対して原価及び経営状況に関する報告やその他必要な資料や物品の提出を命じ、それらを領置することができる（法第50条第1項）。

(2) 公正取引委員会は法の施行のために必要であると認められる場合には、所属公務員を事業者または事業者団体の事務所または事業場に派遣し、業務及び経営状況・帳簿・書類・電算資料・音声録音資料・画像資料などの資料や物品の調査をさせることができ、事業者または事業者団体の事務所や事業場、または公正取引委員会の出席要求書に指定された場所で当事者・利害関係者又は参考人の陳述を聴取することができる。また、証拠隠滅の恐れがある場合には調査をする公務員は、事業者・事業者団体またはその役員に対して調査に必要な資料や物品の提出を命じ、提出された資料や物品を領置することができる（法第50条第2項、第3項、施行令第56条）。

(3) このような公正取引委員会の調査権限は法第69条の2規定による「過料」によって間接的に保障されている。すなわち、出席拒否・資料の提出拒否・虚偽資料の提出などの場合に事業者または事業者団体に対しては1億ウォン以下、役員または従業員その他利害関係人に対しては1千万ウォン以下の過料に処することができる。また公正取引委員会所属公務員の現場調査を拒否・妨害・忌避した場合には事業者または事業者団体に対しては2億ウォン以下、役員または従業員その他利害関係人に対しては5千万ウォン以下の過料に処することができる（法第69条の2第1項第5号ないし第8号）。

## 3. 調査結果の処理

### 1) 無嫌疑など

調査の結果、被調査人の行為が法違反行為と認められない或いは違反行為に対する証拠がない場合には無嫌疑決定をすることができる。また事実関係の確認が困難で法違反の有無の判断が不可能な場合には「審議手続を終了」することができる。また、被調査人の死亡・解散・破産・閉業などにより、是正措置などの履行ができない場合には事件を「最終処理」することができる（事件手続規則第46条ないし第48条）

<sup>3</sup> 大法院1989. 5. 9宣告88ㄱ4515 判決

<sup>4</sup> 大法院2004. 4. 11宣告99ㄱ4228 判決

<sup>5</sup> 大法院全員裁判部2002. 6. 27 宣告2001憲ㄱ381決定

<sup>6</sup> 審査不開始事由（事件手続規則第12条）：

① 独占規制法第2条第1号の規定による「事業者」の要件を満たさない場合；

② 法第12章（適用除外）各条の規定に該当する場合；

③ 法第49条第4項の規定する期間が経過した場合など。

## 2) 警告及び是正勧告など

調査の結果、法律違反の行為であると認められる場合には次のような措置が取られる。

(1) 法律違反の事実は認められるが、違反の程度が軽微で、または事件の審査または審議中に被審人が当該違反行為を自ら是正し、是正措置を取る実益がないと認められる場合には「警告」することができる(事件手続規則第50条)。

(2) 調査の結果、法律違反であると認められるが、次の中の一つに該当する場合には当該事業者などに対して是正案を提示し、それに従うことを勧告する「是正勧告」を行うことができる。

①委員会の審決を経て違反行為を是正するには時間的余裕がない場合、または時間の経つことにより違反行為による被害が大きくなる恐れがある場合。

②違反行為者が違反事実を認め当該違反行為を直ちに改める意思を明白にした場合。

③違反行為の内容が軽微であり、または取引分野での競争制限の効果が大きくない場合。

④公正取引の自律遵守プログラム(Compliance Program)を実質的に導入・運用している事業者が同制度の導入以降初めて法律違反行為をした場合。

是正勧告を受けた者はその通知を受けた日から10日以内に当該勧告を受諾するの可否について公正取引委員会に通知しなければならない。また、是正勧告を受けた者が当該勧告を受諾したときは、この法律の規定による是正措置が命じられたものとみなす。是正勧告を受けた者が受諾しない旨通知し、または通知を受けた日から10日以内にその受諾の可否を書面で通知しない場合には審査官は当該事件に対する審査報告書を作成して全員会議または小会議に提出しなければならない(法第51条、施行令第58条、事件手続規則第51条)。

(3) 調査の結果、法律違反と認められ、それに対する審査官の措置意見が、是正命令、課徴金納付命令、刑事告発などである場合には、審査官は調査結果とそれに対する違法性の判断及び措置基準などを内容とする「審査報告書」を作成し、これを委員会(全員会議または小会議)に提出しなければならない。

## 4. 事件の審議・議決

### 1) 審査報告書提出及び送付

審議手続は、審査官の事件に対する審査報告書が作成され委員会(全員会議または小会議)に提出されることにより開始する。審査官は審査報告書を委員会の各会議に提出することと同時に被審人に審査報告書と添付資料のリストを送付して一定の期間を決めてこれに対する意見を文書で提出するように被審人に通知しなければならない(事件手続規則第29条第10項)。

### 2) 主審委員指定及び事前検討

全員会議に審査報告書が提出されると議長は常任委員1人を、当該事件の主審委員に指定することになり、主審委員や小会議議長は当該事件についての付議の可否を事前に検討し不備が見つかった場合には、担当審査官に補完するように指示することができる(事件手続規則第30条第1項、第2項)。

### 3) 審査報告書、添付資料の閲覧・複写の申請

審査報告書とその添付資料リストの送達を受けた被審人は添付資料を特定して委員会に対してその閲覧・複写を申請することができる。閲覧・複写の申請があった場合、主審委員または小会議議長は原則的に閲覧・複写を許可すべきであるが、営業秘密及び私生活の秘密保護、またはその他公益上の理由により閲覧・複写を許可することが適切ではないと判断される場合にはこれを許可しないか或いは一部の削除など必要な措置の下で許可することができる(事件手続規則第29条の2第1項ないし第4項)。

### 4) 審議準備手続

各会議の議長は、審査報告書に対する被審人の意見書が提出されてから、審議を効率的・集中的に進行させるために必要であると認められる場合に審議準備手続に付することができる。審議準備手続は主審委員または小会議議長が進行し、主審委員または小会議議長は、主張と証拠を整理し争点を明らかにするために必要であると思われる場合には、審議準備日を設け審査官と被審人を出席させることができる(事件手続規則第30条の2ないし5)。

### 5) 審議付議及び審議進行

各会議議長は、審査報告書に対する被審人の意見書が提出された日、意

見書が提出されてない場合にはその定められた期間が経過した日または審議準備手続を終了した日から30日以内に当該事件を審議に付議しなければならない(事件手続規則第31条)。審議期日が指定された場合に各会議議長は審議開催前5日まで当該会議と構成委員及び被審人に審議開催の日時・場所・事件名を書面で通知しなければならない。

法第52条第2項は「当事者又は利害関係人は、公正取引委員会の会議に出席してその意見を陳述し、又は必要な資料を提出することができる。」と規定することで被審人の出席権及び意見陳述権を認めており、事件手続規則では被審人が出席してない場合には原則的に会議を開くことができないとしている。ただ、被審人が正当な理由なく出席しない場合などには例外的に被審人が出席しなくても会議を開くことができる(事件手続規則第24条第1項、第2項)。

審議は認定尋問、尋問・証拠調査、審査官の意見陳述及び被審人の最後陳述の手順に進行され、被審人は本人が直接審議手続に参加することも、弁護士などを代理人として選任することもできる(事件手続規則第36条)。

## 6) 議決

事件に対する審議手続を終えると各会議構成委員の合意及び議決手続が行われる。合意の結果である議決内容は公開するが合意過程は公開しない。これは合意過程における各委員の自由な意思開陳を保障するためである(法第43条)。

公正取引委員会がこの法律の規定に違反する事項に対して議決する場合には、その理由を明示した議決書でなければならず、議決に参加した委員がその議決書に記名・捺印しなければならない(法第45条)。

## 5. 不服制度

### 1) 異議申立

公正取引委員会の処分に対して不服がある者はその処分の通知を受けた日から30日以内にその事由を以て公正取引委員会に異議申立をすることができる(法第53条第1項)。異議申立があった場合に公正取引委員会は原則的に60日以内に裁決してなければならないが、やむを得ない事情がある場合には30日の範囲内でその期間を延長することができる(法第53条)。

### 2) 執行停止

公正取引委員会は、独占規制法の規定による「是正措置命令」を受けた者が異議申立に対して、その命令の履行または手続の続行によって発生する回復し難い損害を防ぐために必要であると認める場合には、当事者の申請又は職権によってその命令の履行または手続の続行に対する執行停止を決定することができる。執行停止を決定後執行停止事由が消滅した場合に公正取引委員会は当事者の申請または職権によって執行停止の決定を取り消すことができる(法第53条の2第1項、第2項)。

### 3) 行政訴訟

公正取引委員会の処分に対して不服がある者は処分の通知を受けた日または異議申立に対する裁決書の正本の送達を受けた日から30日以内にソウル高等法院に不服の訴を提起することができる(法第54条第1項、第55条)。公正取引委員会の審決を一審法院の判決と同一のものと見なし二審法院であるソウル高等法院を専属管轄としているのである。また公正取引委員会の処分に対して不服がある場合、公正取引委員会に異議を申し立てることもできるし、異議申立手続を経ずに直ちに行政訴訟を提起することもできる。勿論、異議申立を経た後も異議申立に対する公正取引委員会の裁決に不服がある場合には行政訴訟を提起することができる。そしてソウル高等法院の判決に不服がある場合には、ほかの裁判と同じく大法院(最高裁判所)に上告することができる。

## IV. 公正取引委員会に関連する主な問題点

### 1. 独立性保障の問題

前述の通り公正取引委員会は国務総理の下に置かれた合議制中央行政機関であり、委員長・副委員長は国務総理の推薦で大統領が任命し、委員は委員長の推薦で大統領が任命する。委員長を含む委員の任命が全面的に大統領によって為されるため、大統領が公正取引委員会の決定に関与しないとしても、公正取引委員会が大統領または行政府の意思に背くような処理または決定をすることは現実的に難しいという点是否定できない。

また、委員長は長官級、副委員長は次官級、その他委員はその下の階級であるだけでなく、委員に対する任命推薦権を委員長が有するため委員

等が委員長の意思に反する独立の意思を示し難いおそれもある。

このような問題点を改善するためには、委員等の任期を現在の3年より延長しまたその任期を徹底的に保障して委員等が自由に意見を開陳することができる雰囲気を作ることが重要であり、さらに委員等の任命に国会の推薦または同意を受けるようにすることも代案になるだろう。

また法第38条第2項の規定によって委員長は国务會議に参加して発言し、また政府の主要會議（例えば經濟長官懇談会など）に参加しているが、このようなことは委員会の独立性を害するとの批判もある。しかし委員長が国务會議など重要な政策決定會議に参加して競争制限的な法令や政策が採択されないように積極的な競争擁護者（Competition Advocacy）の役目を果たすのがむしろ競争促進に役に立つとする反論も強い。

## 2. 非常任委員問題

公正取引委員会は委員長・副委員長を含んだ5人の常任委員と4人の非常任委員により構成されているが、現在4人の非常任委員の中で2人は大学の經濟学教授で、1人は法学教授、また1人は弁護士である。現職大学教授や弁護士である非常任委員たちは自分の本業を遂行しながら毎週1～2回會議に参加して長い時間を使わなければならないため、公正取引委員会委員として大きな負担を背負うこととなる。関連資料に対する十分な検討ができずに會議に参加するケースもありうると思われる。

従って、より充実した水準の高い委員会の審議と決定が為されるためには、非常任委員をなるべく全員常任委員に切り替えるのが望ましいという主張がある。一方で全員公務員から構成される委員会よりは民間人である非常任委員たちが参加する委員会のほうがよりバランスの取れた決定を出せるとして、非常任委員制度が維持されるべきであるとする主張もある。

## 3. 申告事件処理問題

先に述べたとおり公正取引委員会に対する申告は調査権発動を促す手がかりを提供することに過ぎず、申告人に申告による適切な措置の請求権を付与したのではないとするのが大法院の判例であるにもかかわらず、現実的には公正取引委員会が殆どの申告事件を処理している。

公正取引委員会の事件手続規則は、審査不開始事由に該当する例外的な場合を除く大部分の申告について「事件審査着手報告」をするように義務化しているため、申告内容をすべて「事件化」して処理することを原則としている。その結果、公正取引委員会の限定された人的・物的資源が軽微な申告事件処理に過度に投入され、本当に処理が必要で重要な事件に対する調査・審議が適切に行われない場合がある。なお、市場競争保護という公正取引委員会の公的機能とは関係のない私的紛争の解決手段として誤用される弊があるのも事実である。

公正取引委員会の統計によると、2008年1年間の公正取引委員会に受付けた独占規制法違反事件は1,381件で、その内、申告による事件が1,134件（82%）、職権認知による事件が247件（18%）である。また上記期間中に公正取引委員会が処理した独占規制法違反事件数は876件であり、この内告発（課徴金含む）5件、是正命令（課徴金含む）407件、警告など464件であった。つまり、公正取引委員会が1年間に処理した876件の事件中、法律違反の程度が軽微（警告）、或いは法律違反事実がない（無嫌疑など）の事件の割合は464件であり全体の53%を占めており、その大部分は申告事件であると見ることができるだろう。

このような問題を改めるためには、公正取引委員会が申告事件を選別的に処理できるシステムを導入することが必要となるが、しかしこれを選別する客観的な基準の設定・運営は容易ではないため、その必要性は認識されていながらもいまだに実行されていないと思われる。

この問題の解決策として2007年9月に改正・公表された独占規制法は、公正取引委員会の下に「公正取引調停院」を設置し、当事者間の利害争いの性格が強い不公正取引行為などの申告事件については、優先的に「公正取引調停院」において調停を試みて調停が成立されない場合に公正取引委員会に移し事件化して処理するような形を取っている。この「公正取引調停院」は2008年2月4日から発足・運営されているが、発足以後2009年3月末まで178件の独占規制法違反事件を処理し公正取引委員会に申告された件数の約15%に相当する。したがって、この制度の導入で公正取引委員会の事件処理の負担を相当程度減らすことができたと見られる。

#### 4. 強制調査権確保問題

前述のとおり公正取引委員会の調査権は原則的に相手の協力を前提とする「任意調査権」であるため、被調査人が調査を忌避・妨害、又は資料の提出を拒否する場合などには過料賦課以外には実効性ある制裁手段がないのが現実である。公正取引委員会の調査過程で調査を妨害し或いは資料の提出を拒否する事例が時々現われているのは、調査妨害又は資料提出の拒否による過料(事業者2億ウォン、個人5千万ウォンなど)が、法律違反によって賦課される課徴金(数十億ウォンなど)よりずっと低いからであると思われる。

このような問題を解決するためには公正取引委員会または調査官に押収・搜索などの強制調査権を付与すべきであるが、韓国の憲法は令状請求を検事に限定しているので公正取引委員会は直接法院に令状を請求することができない。この問題については、公正取引委員会の調査官を司法警察に任命し検事の指揮の下で強制調査権を行使させる方法も論議されている。

#### 〈参考文献〉

- 公正取引委員会、公正取引委員会20年史(2001. 7)
- 公正取引委員会、公正取引白書(2006年版)
- 권오승、経済法(1999. 9)、法文社
- 신현윤 経済法(2006. 3)、法文社
- 박상룡・엄기섭、経済法(改訂版2006. 8)、博英社
- 임영철、『公正取引法-解説と論点』(2007. 2)、法文社